

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-1
処分の種類	第1種動物取扱業の登録の取消し等			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項			
処分の概要	第1種動物取扱業の登録の取り消し、業務の停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律 (登録の取消し等) 第19条 都道府県知事は、第1種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第1種動物取扱業者の登録を受けたとき。</p> <p>二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第12条第1項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>五 第12条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に処分に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	—			